

社会保険労務士・キャリアコンサルタント

ALLたま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
電話：04-7164-1283
FAX：04-7164-1284
e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp
URL：<http://tama-office.com/>



厚生労働省がメンタルヘルス従業員の 職場復帰支援を強化へ

◆40歳代、10～20歳代の「心の病」が増加

日本生産性本部メンタル・ヘルス研究所が、昨年6月から8月にかけて実施した「メンタルヘルスの取り組みに関する企業アンケート調査」（上場企業が対象）の結果によると、「最近3年間における心の病」が「増加傾向」と回答した企業は37.6%で、「横ばい」と回答した企業は51.4%だったそうです。

また、「心の病」を抱える従業員の年齢層は、30歳代の割合が前回調査の58.2%から34.9%に減少しましたが、40歳代では22.3%から36.2%に増加、10～20歳代でも13.9%から18.8%に増加しています。

◆重要な「職場復帰支援」の取り組み

メンタルヘルス対策として特に重要なのは「職場復帰（復職）支援」だと言われています。しかし、中小企業においては人的・経済的な余裕がなく、メンタルヘルスが原因で休職した従業員の職場復帰を支援することにまで手がまわらないのが現状です。

そんな中、厚生労働省では、中小企業における職場復帰支援を強化する方針を打ち出しました。

うつ病など心の病で休職した従業員が職場復帰する際に必要となる企業によるケアや労務管理などについて例示したプログラムモデルを、企業規模や業種別に応じて作成するもので、2013

年度予算の概算要求に関連する事業費を盛り込んだと発表しました。

◆メンタルヘルス対策に対する国の姿勢

また、昨年12月に厚生労働省の労働政策審議会が建議した「今後の職場における安全衛生対策について」にも、「職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化」などのほか、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」も盛り込まれました。その主な内容は次の通りです。

- (1) 管理職に対する教育
- (2) 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- (3) 不調者に適切に対応できる産業保健スタッフの養成・活用
- (4) 配置転換等のストレスが高まる時期における取り組みの強化
- (5) うつ病等による休業者の職場復帰のための支援の実施

国としても、まだまだメンタルヘルス対策に力を入れていく姿勢がうかがえます。

「緊急経済対策」に盛り込まれた 企業向け支援措置の内容

◆具体的な内容は？

低迷する景気の底上げのための「緊急経済対策」の内容が1月の閣議決定で明らかになり、企業向けの措置として、企業規模にかかわらず新規に雇用を増やした場合にかかる費用の一定割合について、法人税額から差し引く仕組み

が創設されるとのことです(2~3年間の時限措置とされる見込み)。

この「費用」には、新規の雇入れだけでなく、既存の従業員に対する賃上げ等に要する費用も含まれることとなっています。

また、研究開発費用や設備投資費用の一定割合についても、減税対象とされています。

◆気になる今後の動向

制度の詳細は、1月下旬にもまとめられる予定の「税制改正大綱」において決定され、通常国会に提出された後、審議されることとなります。

なお、厚生労働省は、平成 25 年度税制改正における要望として、雇用促進税制の拡充を挙げていましたが、年間の新規採用者を5人以上(中小企業は2人以上)増やし、かつ雇用者数を10%以上増加させた企業に対し、増やした人数1人当たり 20 万円の税額控除を認める仕組みについて、1人当たり 40 万円に拡大する方向で検討されています。

◆その他の支援措置

同じく 2013 年度以降の措置として、「中小企業金融円滑化法」(いわゆる「モラトリアム法」)が、2013 年3月 31 日に期限切れとなり、貸し剥がし等の加速が懸念されていることを受け、金融庁は、全国の財務局に融資に関する苦情相談の専用窓口を設け、また、中小企業が求める融資条件の変更に金融機関がどれだけ応じたかを開示するよう求めることとしました。

さらに、金融機関の健全性を検査する指針「金融検査マニュアル」に融資条件変更にできるだけ応じることを明記し、金融機関が正当な理由なく条件変更を拒否しないよう指導することとしています。

また、厚生労働省では、2012 年度補正予算案に「若者・子育て支援」として 2,200 億円を盛り込み、失業中の若年者等を雇い入れ、職業訓練を実施した企業に月 15 万円(最長2年間)を支給することを検討しています。

新規採用等を検討している企業においては、こうした動きに注目し、採用と費用の発生のタイ

ミングを検討する必要があるでしょう。

2月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

1日

○ 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

18日

○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

28日

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。
本年もよろしくお願い申し上げます。
政府が変わり今年には新しい施策が出てくる可能性が高いです。
随時早急にご提供致す所存でございます。